

議案第2号

今後のスケジュールについて

No	内 容	平成27年度					平成28年度 (参考)									
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1	和水町地域公共交通会議の開催	●		●		●		●		●		●				
2	「和水町地域公共交通網形成計画」に係る調査結果の報告 課題と対応策の協議	⇒														
3	「和水町地域公共交通網形成計画」の作成及び実施計画の検討(庁内調整) ※将来構想の提案(基本方針・目標・事業など)	⇒														
4	「小さな拠点」のあり方の検討	⇒														
5	「和水町地域公共交通網形成計画(案)」の協議			⇒												
6	パブリックコメントの実施(HP等で住民より意見公募)				⇒											
7	「和水町地域公共交通網形成計画」の最終調整(協議会) ⇒ 国への送付					⇒										
8	新たな公共交通(コミュニティバス・乗合タクシー等)の導入検討						⇒									
9	地域内フィーダー系統確保維持計画(国補助金)の協議 九州運輸局への申請書提出							⇒								
10	地域内フィーダー系統確保維持計画(国補助金)の認定・補助金額の内定											⇒				
11	新たな公共交通(コミュニティバス・乗合タクシー等)の運行開始												⇒			

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額



＜補助対象経費算定方法＞

予測費用
（事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

－
予測収益
（系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ）

○ 補助率

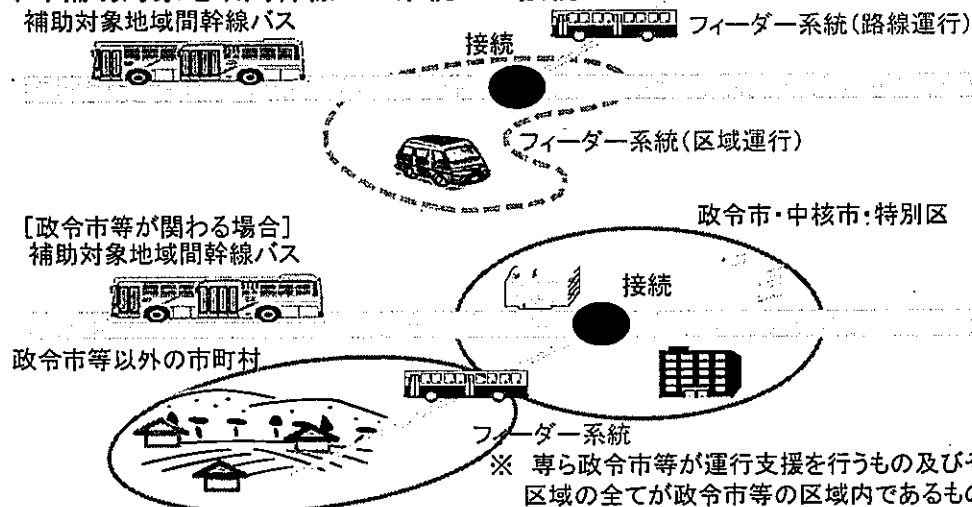
1/2

○ 主な補助要件

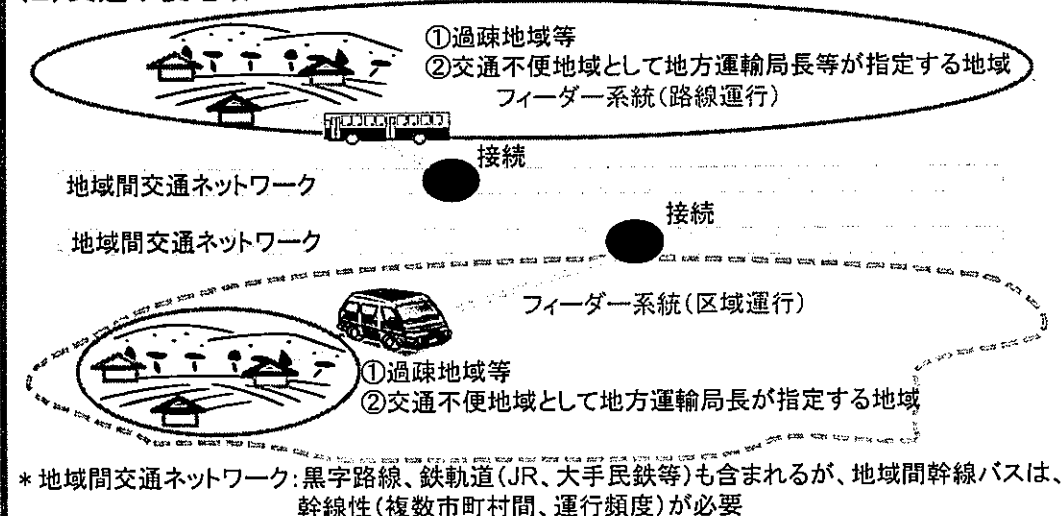
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人／1便以上であること
（定時定路線型の場合に限る。）
- ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ

(1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



(2) 交通不便地域



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：一般乗合旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地方公共団体又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額

① ノンステップ型車両：1,500万円

② ワンステップ型車両：1,300万円

③ 小型車両：1,200万円

○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの

・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの

・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの

① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

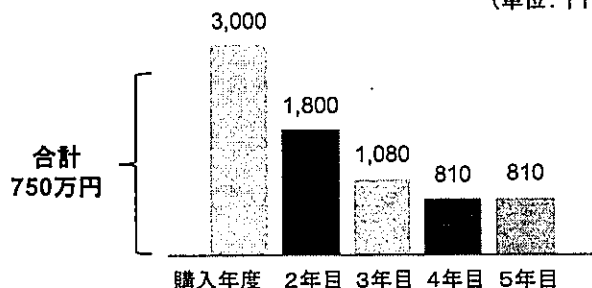
③ 小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両）

補助方式のイメージ

車両減価償却費等補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入し、定率法（残存価額×0.4）を用いて5年間で償却する場合＞

（単位：千円）

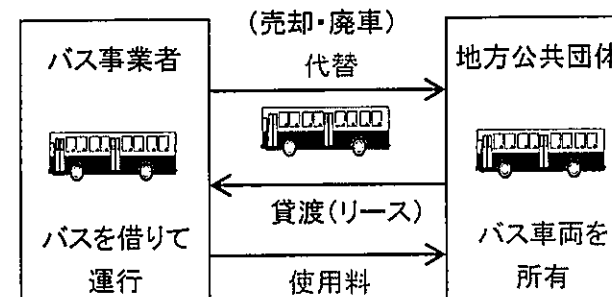


車両購入に係る
減価償却費・金融費用を
5年間にわたって交付

※ 補助対象金融費用は、
年2.5%が上限

公有民営補助

＜車両価格1,500万円のノンステップバスを購入した場合＞



協議会で、
老朽車両の代替を含む
「収支改善計画」を策定

2年間で均等に分割して交付
1年目 375万円
2年目 375万円

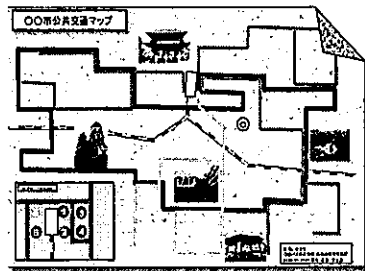
地域公共交通調査等事業

(地域公共交通調査事業(計画推進事業))
(地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業))

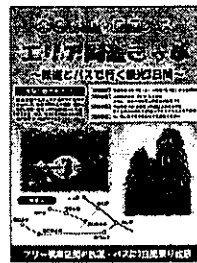
地域公共交通網形成計画又は国の認定を受けた地域公共再編実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価(協議会運営・フォローアップ等)に要する経費を支援

- ・補助対象事業者: 地域公共交通活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)
- ・補助率: 1/2
- ・補助対象期間: 地域公共交通調査事業(計画推進事業): 地域公共交通網形成計画の策定から最大2年間
地域公共交通再編推進事業(再編計画推進事業): 地域公共交通再編実施計画の認定から最大5年間
(認定期間内に限る。)

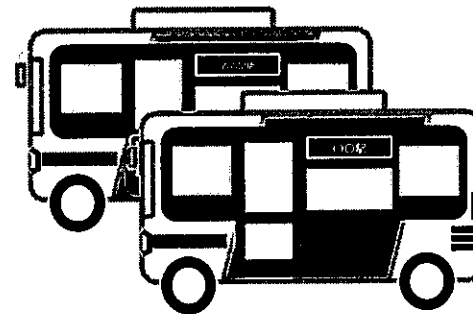
支援の対象となる利用促進のイメージ



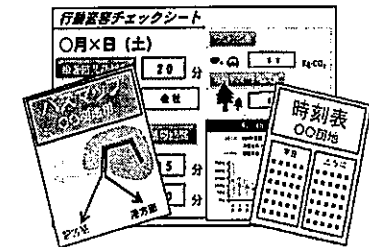
公共交通マップ・総合時刻表の作成(※1)



企画切符の発行(※2)



ラッピング・方面別カラーリング



モビリティマネジメントの実施(※3)

- ※1 地域住民を対象としたもののみならず、他地域からの来訪者を対象とした総合時刻表や外国語表記の公共交通マップも対象
 ※2 割引運賃の設定に伴う減収分の補填については、含まない。
 ※3 モビリティマネジメント: 過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取り組み

支援の対象となる事業評価のイメージ



協議会の運営



地域の検討会・説明会開催

- ・事業実施に係る目標達成状況の把握・検証
(満足度調査、OD調査等)
- ・検証結果を踏まえた事業改善方策の検討
(協議会委員の旅費・日当等)

(4)①「小さな拠点」の形成推進

人口減少・高齢化が進む過疎地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することで、集落の再生・活性化を図る。このため、生活圏形成プログラムの策定及び具体化を一体的に支援するとともに、多様な関係者の連携・協働による総合的な取組を推進。

「小さな拠点」づくり

- 廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再編、機能再生等
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)



- 「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災等の地域拠点機能の強化のため、重点的に支援



構想策定・合意形成

(プランづくり)

地域の点検、集落間の機能分担、「小さな拠点」づくり計画、公共施設の再編・整備計画の策定等

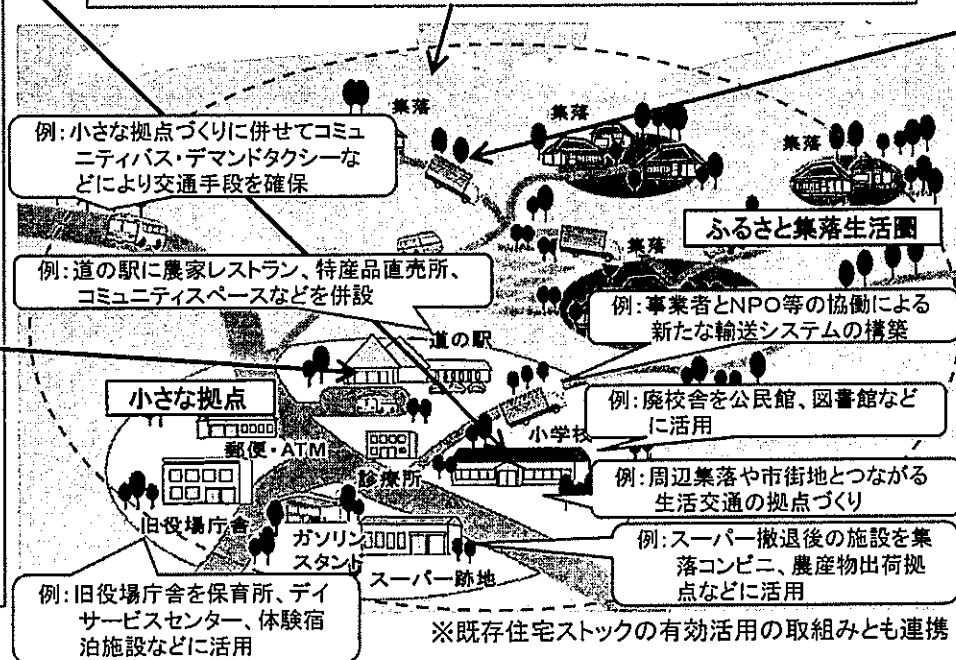
(社会実験)

コミュニティ内の移動の確保や集落コンビニの運営等について、社会実験を通じて行う検証等

(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)

具体化

具体化



ネットワークの形成

- コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保



- 事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築



地域の担い手づくり

- ソーシャルビジネスをはじめ、地域ビジネスの担い手を支援する中間支援組織の育成等
(新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築)

連携

連携

○地域の見守りや地域の担い手となる人材確保、都市農村交流などの農山漁村の活性化等について、関係省庁（総務省、農林水産省等）と連携して総合的な取り組みを推進

※この他、構想策定や合意形成（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）について、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、重複の排除を進めつつ、窓口の一元化を図る。

「小さな拠点」の取組事例(高知県 黒潮町 北郷地区)

- 高知県黒潮町の例では、廃校となった小学校施設を改修して、地域住民の交流施設、特産品販売、小規模スーパーの営業拠点として活用されており、役場とこの拠点をつなぐ路線バスの運行やデマンドバスの運行を通じて、高齢化が進む集落の貴重な交通手段を提供。
- こうした拠点の形成は、高知県による集落代表者聞き取り調査、アンケート調査等の詳細な実態調査を行って、中山間地域の実情や住民の思いを汲み取った上で導き出した中山間地域の維持・再生のための取組であり、限られた予算の中で人口減少、高齢化に伴う課題解決のためサービスコストの効率化が図られ、集落での生活を維持できると考えている。

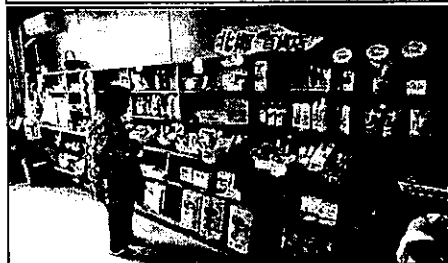
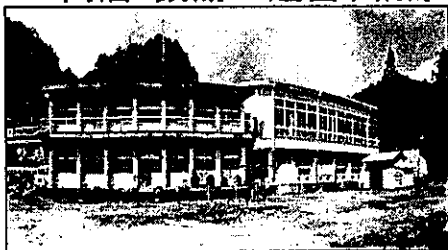
地区概要

- ・ 加持川沿いの山間部(海岸部から約5km)
- ・ 本谷(ほんたに)、大屋式(おおやしき)、大井川の3集落からなる地区
- ・ 人口 136 人、世帯数 63 戸 (高齢化率47%) ※H26.6
- ・ 北郷小学校はH12に休校(H23に廃校)



集落活動センター北郷 (H25.3 開所)

- 北郷小学校の校舎を活用
 - 特産品開発や交流人口の拡大を目的に、主に産業振興と地域活性化を担う
- 商店・銭湯の運営、納涼祭の開催、防災活動、特産品販売 等



地域交通

高齢者等の移動手段確保のため、町がエリアデマンドバスを運行(業者に委託)

エリアデマンドバスについて

- ・ 定時運行を行う予約型バス
- ・ 家の近くまで送迎可能

運行体系

運行日: 月・水・金曜日 1日5往復
経路: センターと各集落及び駅を往復
運賃: 100円

